

双葉町 汚水処理施設維持管理業務委託

個 別 要 求 水 準 書

双 葉 郡 双 葉 町

1. 基本事項

- (1) この個別要求水準書は、双葉郡3町污水处理施設維持管理業務のうち双葉町の污水处理施設維持管理業務の詳細を定めるものである。
- (2) この個別要求水準書及び3町共通要求水準書に定めのない事項は、発注者及び受託者が協議してこれを定めることとする。

2. 污水处理施設の業務に関する要求水準

2-1. 業務対象施設

業務対象施設の名称、所在地、施設規模等は、別表－特1「業務対象施設一覧」に示すとおりとする。

2-2. 業務の内容

2-2-1. 業務対象施設の管理方法

業務対象施設の管理方法は、以下のとおりとする。

業務対象施設		管理方法
(1)	双葉水处理センター	1週に2回以上の巡回管理 (3町共通要求水準書第6条に定める作業時間に準ずる)
(2)	マンホールポンプ	2ヶ月に1回以上の巡回点検

2-2-2. 運転管理・保守点検業務

(1) 双葉水处理センター

巡回管理により、処理施設の運転状況を的確に把握するとともに、中央監視盤等または双葉水处理センター内の現場操作盤での操作によって、適正な污水处理を行うものとする。

台風等大雨発生時において、水处理センター施設保護のため不明水対策施設の運用を実施すること。なお、不明水対策施設の運用においては、中野マンホールポンプ場の溢水または双葉水处理センターの処理機能を阻害する場合に限定する。

ア. 運転管理・操作業務

- ①各種流量：放流量、余剰汚泥引抜量、上水使用水量ほか
- ②汚泥関連：搬出汚泥量
- ③薬品使用料：固形塩素剤
- ④電力量：受電電力

イ. 点検・操作業務

- ①各機器の慣らし運転 および先発運転号機切替
- ②余剰汚泥の引抜

ウ. 運転操作に関する指標

処理場からの放流水質は、水質汚濁防止法、下水道法、およびそれらの関連法令が定める水質基準を遵守しなければならない。

また施設の運転にあたっては、効率的な運転管理を行うとともに、その運営は監督員と打ち合わせの上、経費の節減に努めなければならない。特に、契約電力は電力会社との受電契約により

定められているので遵守しなければならない。

①BOD、SS については、以下の値を放流目標水質とする。

対象項目		要求水準
放流目標水質	BOD	15m g /L 以内
	S S	30m g /L 以内

②流入汚水量の指標を次の表に示す。

施設名	事業年度	放流量実績
双葉水処理センター	令和 5 年度	195264.5 m ³ /年
	令和 6 年度	183907.0 m ³ /年
	令和 7 年度	184147.4 m ³ /年

エ. 保守点検業務

放流の放流目標水質を満足する処理水を安定的に放流するため、各施設の適切な保守点検に努めなければならない。

① 巡回点検業務

双葉水処理センター場内の設備の点検を週 1 回行い、各設備の異常の有無、運転状況の確認をする。

点検対象機器は、次頁の「双葉水処理センター巡回点検 対象設備・機器一覧」に示す。

点検対象の設備・機器は、以下のとおりとする。

② 流入汚水の状況により、返流水ポンプ槽ならびに放流水路への堆積物が確認される場合は、堆積物を吸引・清掃し、放流水質の安定に努めること。

場内の清掃箇所数・頻度は下記表のとおりとする。

清 掃 箇 所	清掃頻度										回数計
	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
返流水 ピット	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
放流 水路	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
合計	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	40

双葉水処理センター巡回点検 対象設備・機器一覧（機械設備）

機器名称	仕 様
スクリーンユニット	形式：脱水機構付裏かきスクリーンユニット 処理水量：2.5m ³ /分 スクリーン目幅：2.5 mm 数量：1 基
返流水ポンプ	形式：吸込スクリーン付水中汚水ポンプ 口径：100 mm 吐出量：1.1m ³ /分 電動機出力：3.7 kW 数量：2 台
返流水ポンプ吊上機	形式：自立門形（高さ 3 m程度） 定格荷重：0.5 ton 揚程：8m 吊上機：2 連式ギャードトロリ付き手動式 チェーンブロック 数量：1 台
エアレーション装置	形式：スクリーン型機械式曝気装置 池容量寸法：容量 404m ³ 池幅 3.6m×水深 3.0m 酸素供給能力：180.6kg-O ₂ /日（12 時間） 電動機出力：4.5kW 数量：3 台
汚泥かき寄せ機	形式：中央駆動チェーン吊下げ式 槽寸法：径 φ8.0m × 側水深 3.0m かき寄せ速度：約 1.5～2.5m/分 電動機出力：0.4kW 数量：1 基
汚泥返送ポンプ	形式：槽外定置式立軸無閉塞型汚泥ポンプ 口径：80 mm 吐出量：0.3m ³ /分 電動機出力：1.5kW 数量：2 台 付属品：ポンプ室、排水ポンプ 各 1 台付属
固形塩素接触装置	形式：固形塩素接触装置(水路設置型) 塩素溶解量：0.17 kg/h 充填量：30 kg以上 数量：1 基

処理水ポンプ	形式：水中用水ポンプ 口径：80 mm 吐出量：0.25m ³ /分 電動機出力：3.7kW 数量：2 台
処理水ポンプ吊上機	形式：手動式吊上機 定格荷重：0.5 ton 揚程：4 m 数量：1 台
返流水ピット脱臭装置	形式：乾式立型単層充填式 風量：4 m ³ /min 脱臭剤：酸・両性用腐植質脱臭剤（約 160 k g） （交換周期：約 1 年） 数量：1 基 付属品：脱臭ファン、ミストセパレーター
不明水対策施設	形式：外ねじ式ソフトシール仕切弁 口径：Φ200 数量：1 基

双葉水処理センター巡回点検 対象設備・機器一覧（電気設備）

機器名称	仕 様
低圧受電設備	形式：引込開閉器箱 電力供給会社：東北電力（株） 周波数：50H z 数量：1 基
水処理動力制御盤 （監視制御装置）	形式：自立形前背面扉 仕様：定格短絡遮断容量：10 k A 構造：防湿形（S H付） 数量：1 面 備考：非常通報装置
特殊電源設備	形式：汎用UPS 仕様：1 k V A 蓄電池放電時間：3 0 分 メンテナンスバイパス回路：有 数量：1 台
返流水ピット水位計	形式：浮子転倒式 個数：5 個 備考：防波管

雨水排水ピット水位計	形式：浮子転倒式 個数：1 個 備考：防波管
放流量計	形式：潜水形（エルボフランジ方式） 口径：5 0 A ダミー管：50 mm×2 本
記録計	形式：カラーLCD、6 点以上 数量：1 個 備考：外部補助記憶装置付
現場操作盤	形式：スイッチボックス 数量：8 個
作業電源箱	形式：屋外スタンド形 数量：1 個

②月次巡視点検

- a. 双葉水処理センターポンプ設備の手動運転による運転状態の確認（電動吐出弁を含む。）
- b. 施設の外周の点検（フェンス、門扉、施錠、草、ごみ等の状態確認）

③ 1 か月、3 か月、6 か月、年次点検（1 回／年）

ポンプ、電動弁のオイル交換およびグリスアップ、ポンプ類の絶縁測定等

④その他の保守管理業務

- a. 業務対象施設の故障等における施工業者等への連絡
- b. 業務対象施設の停電、回線異常、または架空線の異常時の電力事業者、通信事業者への連絡

オ. 水質管理業務

①双葉水処理センターの維持管理に必要な水質試験

②放流水および汚泥の法定水質試験

（対象および頻度は別表－特 3「水質試験表」（1）による。）

カ. その他の業務

- ①双葉水処理センターの空調設備、照明設備等の管理
- ②除草、植木管理（葉刈り等）、門扉・フェンス等の補修塗装
除草箇所については、別紙「除草範囲図」による実施とする。
- ③双葉町が別途実施する保守点検業務および修繕工事等の現場立会および現場機器操作
- ④業務対象施設（双葉水処理センター管理棟、トイレ等を含む。）の清掃
- ⑤電話対応および緊急連絡

- ⑥双葉水処理センターへの電話等による問合せ等へは丁寧に対応するとともに、マンホールポンプの異常発生時や溢水等についての通報受信時は、その内容を双葉町に報告し記録する。

キ. 点検票の作成

保守管理業務の点検票を作成し双葉町の承諾を受けるものとする。

ク. 緊急時の点検

- ①災害（大雨、台風、地震等）時の業務対象施設の臨時点検及び運転
- ②業務対象施設の異常、故障等発生時の当該施設の点検、状況確認

(2) マンホールポンプ

巡回点検により、施設の適切な保守管理を行うものとする。

ア. 巡回点検業務

12箇所のマンホールポンプの点検を2ヶ月に1回行い、各設備の異常の有無、運転状況の確認をする。

巡回点検の主たる業務は下記のとおりとする。

- a. 操作盤の状態確認
- b. 遠方監視操作装置の状態確認（異常・故障表示の有無）
- c. ポンプピット内の確認（異物等の有無）
- d. ポンプの手動運転による状態確認（水位計・フロートスイッチの動作確認含む）
- e. 各種数値の記録（電力量、ポンプ運転時間等）

イ. 1か月、3か月、6か月、年次点検（1回／年）

ポンプ、電動弁のオイル交換およびグリスアップ、ポンプ類の絶縁測定等

ウ. その他の保守管理業務

- ①業務対象施設の故障等における施工業者等への連絡
- ②業務対象施設の停電、回線異常、または架空線の異常時の電力事業者、通信事業者への連絡

エ. その他の業務

- ①除草、植木管理（葉刈り等）、門扉・フェンス等の補修塗装
- ②双葉町が別途実施する保守点検業務および修繕工事等の現場立会および現場機器操作

オ. 点検票の作成

保守管理業務の点検票を作成し双葉町の承諾を受けるものとする。

カ. 緊急時の点検

- ①災害（大雨、台風、地震等）時の業務対象施設の臨時点検及び運転
- ②業務対象施設の異常、故障等発生時の当該施設の点検、状況確認

2-2-3. 修繕・更新計画の策定

双葉水処理センター及びマンホールポンプの設備について、各種点検や調査を実施した結果を監督員に報告した上で、修繕・更新計画を策定する。

なお、修繕等の工事は双葉町が実施する。

2-2-4. 小修繕業務

処理場、ポンプ場内設備等の正常な運転を確保するために行う業務で、業務内容は次のとおりである。

対象の施設及び設備において、劣化した部分・部材又は低下した性能・機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させるために、突発的な破損や故障等に対応する修理、交換（小修繕の範囲内）、分解整備、調整等を実施するものである。ただし、受託者の責により施設の損傷や故障があった場合の修繕は、小修繕業務の対象外とし、受託者の責により機能回復を行うものとする。

小修繕業務は、年 2,000 千円を上限として実施するものとする（消耗品を含む）。

実施に当たっては、下記の手続きを行うものとする。

- ・小修繕伺い（見積書添付）の提出
- ・修繕手配・工程管理・報告書の提出

2-2-5. ユーティリティ調達管理業務

汚水処理施設を安全・円滑な運転に必要なユーティリティ（電力料、水道料、通信費、薬品費、ガス代）の調達と数量管理を行う。また、この費用は、受託者が支払いの事務を行うものとし、下記により委託料を算出する。

（１）基本費目

費目	積算基準	単価基準
双葉水処理センターの電気料	令和 7 年度の使用料 (1,305,395 円/年)	令和 8 年 4 月時点の単価
マンホールポンプの電気料	令和 7 年度の使用料 (2,806,917 円/年)	令和 8 年 4 月時点の単価
水道料	令和 7 年度の使用料 (36,336 円/年)	令和 8 年 4 月時点の単価
マンホールポンプ通信費	令和 7 年度の使用料 (198,638 円/年)	
薬品費	令和 7 年度の使用実績 (固形塩素剤 190kg/年)	令和 8 年 4 月時点（見積）

(2) 施設管理のための水質試験（富岡浄化センターでの3町一括分析）に関する費目

費目	積算基準	単価基準
ガス代	富岡町の過去実績数量（3.0 m ³ /月）	令和8年4月時点
分析試薬ならびに消耗品代	3町の推定使用料（500,000 円/年）	令和8年4月時点

※施設管理のための水質試験に関する費目は3町一括分析のため、3町の按分とする。

別表特－1「業務対象施設一覧」

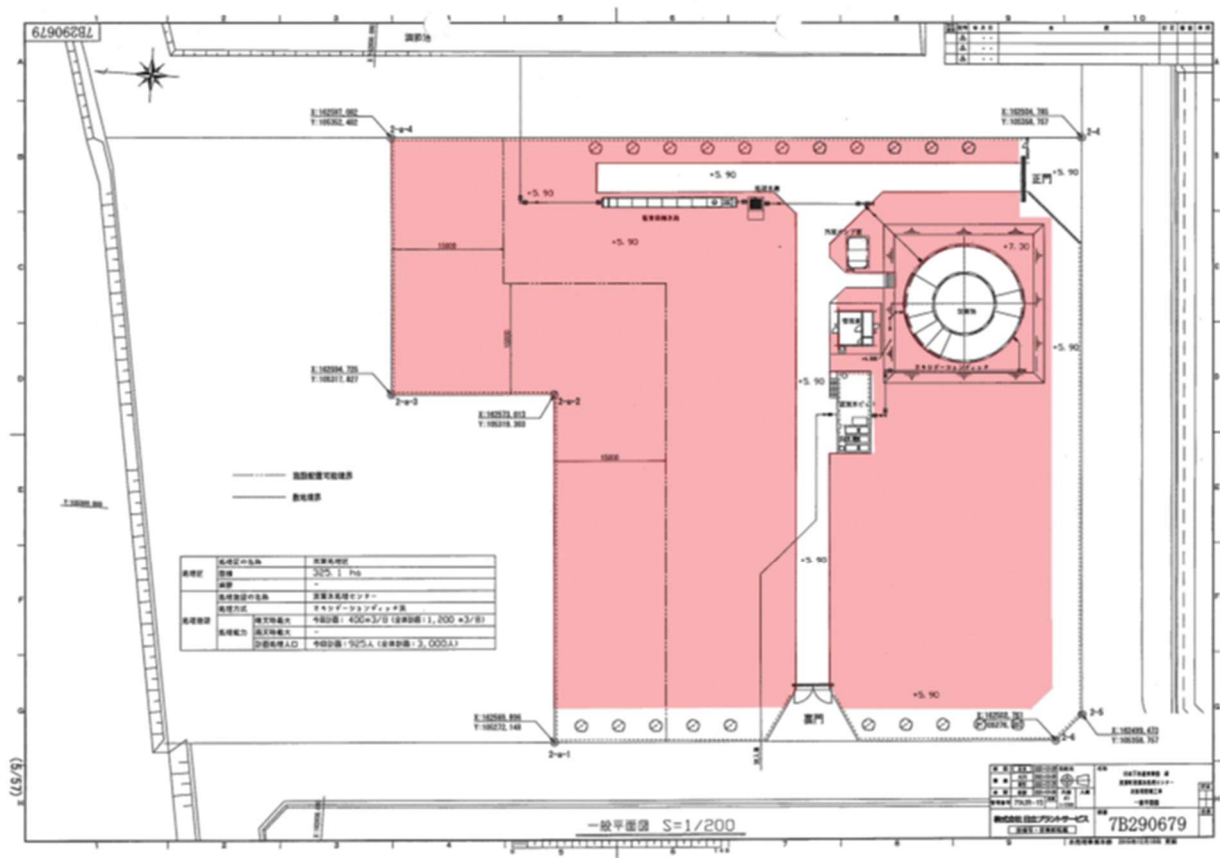
(1) 双葉水処理センター（下水道終末処理場）

住 所	福島県双葉郡双葉町大字中野字竹ノ花地内
全体計画	(I) 水処理施設 処理方式 オキシデーションディッチ法 処理能力 日最大処理量 1,185m³/日 (II) 汚泥処理施設 処理方式 余剰汚泥→引抜処分 施設能力 142.8 kg－DS/日
一期計画 (事業計画)	(I) 水処理施設 処理方式 オキシデーションディッチ法 処理能力 日最大処理量 366m³/日 (II) 汚泥処理施設 処理方式 余剰汚泥→引抜処分 施設能力 44.4 kg－DS/日
運転条件	(I) 水処理施設 使用時間間隔：連続使用 1日当たりの使用時間：24時間 (II) 汚泥処理施設 使用時間間隔：連続使用 1日当たりの使用時間：24時間 注) 脱水機の運転時間は、富岡浄化センターにおいて月曜日の朝から金曜日の夕方までとする。
日平均予測流入量	令和7年度実績 日平均 534.2 m³ 注) 本水処理センターには流入流量計がなく、 流入実績がないため放流流量から求めた流入量である。

(2) マンホールポンプ

ポンプ場名	住所	現有施設能力
福田廻マンホールポンプ	福島県双葉郡双葉町大字長塚 字福田廻地内	$\Phi 80 \times 2.20\text{kw} \times 0.28\text{m}^3/\text{min} \times 13.4\text{m}$
館下マンホールポンプ	福島県双葉郡双葉町大字新山 字館下地内	$\Phi 50 \times 0.40\text{kw} \times 0.07\text{m}^3/\text{min} \times 1.90\text{m}$
町西マンホールポンプ	福島県双葉郡双葉町大字長塚 字町西地内	$\Phi 65 \times 1.50\text{kw} \times 0.30\text{m}^3/\text{min} \times 11.4\text{m}$
三の宮マンホールポンプ	福島県双葉郡双葉町大字長塚 字観音堂地内	$\Phi 80 \times 5.50\text{kw} \times 1.08\text{m}^3/\text{min} \times 14.8\text{m}$
寺内前マンホールポンプ	福島県双葉郡双葉町大字長塚 字寺内前地内	$\Phi 80 \times 1.50\text{kw} \times 0.82\text{m}^3/\text{min} \times 3.70\text{m}$
原田マンホールポンプ	福島県双葉郡双葉町大字長塚 字原田地内	$\Phi 80 \times 1.50\text{kw} \times 0.82\text{m}^3/\text{min} \times 3.70\text{m}$
天王下第一マンホールポンプ	福島県双葉郡双葉町大字新山 字天王下地内	$\Phi 50 \times 0.75\text{kw} \times 0.47\text{m}^3/\text{min} \times 2.50\text{m}$
天王下第二マンホールポンプ	福島県双葉郡双葉町大字新山 字天王下地内	$\Phi 50 \times 0.40\text{kw} \times 0.06\text{m}^3/\text{min} \times 2.40\text{m}$
大畑マンホールポンプ	福島県双葉郡双葉町大字前田 字大畑地内	$\Phi 80 \times 1.50\text{kw} \times 0.53\text{m}^3/\text{min} \times 3.80\text{m}$
中野マンホールポンプ	福島県双葉郡双葉町大字中野 字竹ノ花地内	$\Phi 150 \times 11.0\text{kw} \times 1.56\text{m}^3/\text{min} \times 15.2\text{m}$
山田マンホールポンプ		避難指示区域解除後増工の対象
鴻草マンホールポンプ		避難指示区域解除後増工の対象

敷地内除草作業範囲



別表－特3「水質試験表」(1)

放流水質に関する測定内容、頻度

	No.	分析項目	単位	基準値	計量下限値	測定回数	
処理場の排水に係る基準（水質汚濁防止法及び下水道に基づく水質基準）	1	水温	℃	45	—	① 2回/月	24回/年
	2	水素イオン濃度（pH）	—	5.8～8.6	—		24回/年
	3	SS	mg/ℓ	40	5		24回/年
	4	BOD	mg/ℓ	15	0.5		24回/年
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	mg/ℓ	5	0.5		24回/年
	6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類）	mg/ℓ	30	0.5		24回/年
	7	大腸菌数	CFU/mℓ	800	—		24回/年
	8	アンモニア性窒素	mg/ℓ	—	0.1		24回/年
	9	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	0.02		24回/年
	10	硝酸性窒素	mg/ℓ	—	0.1		24回/年
	11	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.03	0.003	② 2回/年	2回/年
	12	シアン化合物	mg/ℓ	1	0.05		2回/年
	13	有機リン化合物	mg/ℓ	1	0.1		2回/年
	14	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	15	六価クロム化合物	mg/ℓ	0.5	0.05		2回/年
	16	ヒ素及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	17	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.005	0.0005		2回/年
	18	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	検出されないこと	0.0005		2回/年
	19	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/ℓ	0.003	0.0003		2回/年
	20	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	21	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	22	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2	0.02		2回/年
	23	四塩化炭素	mg/ℓ	0.02	0.002		2回/年
	24	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04	0.004		2回/年
	25	1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1	0.1		2回/年
	26	シス1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4	0.04		2回/年
	27	1,1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	3	0.3		2回/年
	28	1,1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.06	0.006		2回/年
	29	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02	0.002		2回/年
	30	ベンゼン	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	31	チラム	mg/ℓ	0.06	0.006		2回/年
	32	シマジン	mg/ℓ	0.03	0.003		2回/年
	33	オパエンカルブ	mg/ℓ	0.2	0.02		2回/年
	34	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	35	セレン素及びその化合物	mg/ℓ	10	0.1		2回/年
	36	フッ素及びその化合物	mg/ℓ	8	0.5		2回/年
	37	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.5	0.05		2回/年
	38	フェノール類	mg/ℓ	5	0.05		2回/年
	39	銅及びその化合物	mg/ℓ	3	0.1		2回/年
	40	亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	2	0.1		2回/年
	41	鉄及びその化合物（溶解性）	mg/ℓ	10	0.1		2回/年
	42	マンガン及びその化合物（溶解性）	mg/ℓ	10	0.1		2回/年
	43	クロム及びその化合物	mg/ℓ	2	0.1		2回/年
	44	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1	0.6	③ 1回/年	1回/年
その他項目	1	全窒素	mg/ℓ	120	0.5	④ 2回/月	24回/年
	2	全リン	mg/ℓ	16	0.03		24回/年
	3	セシウム134	Bq/L	—	1	⑤放射性物質検査	12回/年
	4	セシウム137	Bq/L	—	1		12回/年

《備考》

処理場からの放流水の水質基準は、『下水道法第8条、下水道法施行令第6条』による

- ①下水道法施行令第12条（放流水）検査件数
- ②下水道法施行令第12条の2（放流水）検査件数
- ③下水道法施行令第12条（放流水）検査件数
- ④下水道法施行令第12条（放流水）検査件数に準ずる
- ⑤放射性物質検査は、富岡町、浪江町の実施測定回数

別表－特3「水質試験表」(2)

施設管理のための水質試験項目と頻度

項目		流入水	曝気槽	余剰汚泥	返送汚泥	放流水	搬出汚泥
水温	(°C)	○	○	○	○	○	※
透視度	(度)	○				○	
pH		○	○	○	○	○	※
SS	(mg/L)	☆				☆	
COD	(mg/L)	☆				☆	
BOD	(mg/L)	★				★	
MLSS	(mg/L)		☆				
MLVSS	(mg/L)		☆				
TS	(mg/L)	☆		☆	☆	☆	※
VS	(mg/L)	☆		☆	☆	☆	※
アンモニア態窒素	(mg/L)	◎				◎	
亜硝酸態窒素	(mg/L)	◎				◎	
硝酸態窒素	(mg/L)	◎				◎	
M アルカリ度	(mg/L)	☆	☆	☆	☆	☆	※
大腸菌数	(CFU/mL)					★	
含水率	(%)						
検鏡試験 (定性)	+ ~ + + +		☆				
(定量)	(個)		★				
セシウム 134	(Bq/kg)						※
セシウム 137	(Bq/kg)						※
備考 ○：日常試験 ◎：2回/週試験 ☆：1回/週試験 ★：隔週試験 ※：搬出時							

3. 下水道管路施設に関する業務の要求水準

3-1. 対象施設

業務の対象施設は、双葉町が管理する公共下水道管路施設とする。

3-2. 業務内容

(1) 巡視

マンホール設置箇所の路面の沈下・陥没やマンホール蓋の据付不良・破損等の異常の有無を確認する。なお、巡視の結果、異常・欠陥等が発見された場合は、速やかに報告することとする。

巡視の回数については1年に2回以上行うこととする。

(2) マンホール及び管渠の点検

マンホール内は地上からの目視により、また、接続する管渠は鏡やライト等を使用し状況を確認する。なお、点検の結果、異常・欠陥等が発見された場合は、速やかに報告することとする。

マンホールは、内部の沈殿物の状況・悪質汚水・異常臭気・漏水、蓋の据付不良・破損などの有無について確認する。

点検の回数については、委託期間（10年間）内に各箇所1回以上行うこととする。

なお、点検する区域、順序等については別途発注者と受託者で協議の上決定するものとする。

マンホールの点検箇所数は下記表のとおりとする。

マンホール種別							
種別	0号	1号	2号	3号	MP	特1号	小口径
基数	10	1,072	18	1	14	2	214
合計	1,331						

マンホール蓋径別			
口径	Φ300	Φ600	Φ600-900
基数	214	1,103	14
合計	1,331		

(3) マンホール目視調査

マンホール点検において、異常・欠陥等が発見されたマンホールに入孔しマンホールの底版や側壁などの損傷・劣化の程度、漏水の有無や接続管渠の管口の損傷・漏水、管渠内のたるみ・蛇行の状況を把握する。また、マンホール蓋の損傷劣化の程度を把握する。なお、目視調査の結果については、速やかに報告することとする。

(4) 詳細調査

マンホール目視調査において、管渠内のたるみ・蛇行等が確認された管渠について、管渠内のたるみ・蛇行の状況、亀裂・漏水や滞水箇所などを確認する詳細（TV カメラ）調査を行う。

なお、調査結果については、速やかに報告することとする。

(5) 管渠・マンホール等の修繕・更新計画

受託者は、点検・調査を実施した結果、異常・欠陥等が確認された箇所において、修繕・更新計画（案）を策定し、委託者に協議する。修繕・更新工事は委託者が実施する。

(6) 管渠の清掃

下記に示す管渠について、土砂撤去及び管渠清掃を実施するものとする。

位置図 No.	下水道台帳平面図 No.	管径 (φ)	延長 (m)
1	6600-6610	150	193
2			
3			
計			

※添付資料：管渠清掃位置図

管渠の清掃箇所数・頻度は下記表のとおりとする。

位置図 No.	清掃頻度										回数計
	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
2											
3											
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10

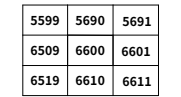
(7) 修繕計画の策定

「2 業務の内容」における巡視・点検・調査を計画的に実施し、異常や欠陥等を的確に把握した上で修繕計画等を策定する。

【別紙特4 その他費用負担】

負担の種類	内容	負担区分	
		発注者	受託者
保険料	委託業務に伴う賠償責任保険等		○
車両費	営業車両に関わる全経費		○
通信費	処理施設の遠隔監視装置利用料	○	
運転管理業務	施設の運転・監視に関する消耗品類の管理・調達費		○
	施設の運転管理上の水質分析に関する機器類及び薬品等消耗品の管理・調達費		○
	法定水質分析業務の検査費用		○
	緊急時対応における人件費（受注者の責めに帰す事故等への対応時、及び通常勤務時間内での対応時）		○
	緊急時対応における人件費（不可抗力時、及び通常勤務時間を超えての対応等上記以外への対応時）但し、降雨対応は除く	○	
保守点検業務	施設の巡回点検に関する車両、工具、消耗品の費用		○
	設備の日常点検に関する車両費、工具費及び消耗品の管理・調達費		○
	要求水準書記載の施設定期・法令点検費用		○
	要求水準書記載の施設の改築・更新に関する設計費		○
	要求水準書記載外の施設の改築・更新に関する設計費	○	
	施設の改築・更新に関する施工費	○	
維持管理業務	施設の清掃業務に係る費用		○
	沈砂・し渣の運搬費及び廃棄処分費 但し、一般廃棄物費用とする	○	○
	脱水汚泥の運搬費及び廃棄処分費	○	
	農業集落排水濃縮汚泥の運搬費		○
	樹木等外構管理業務に係る費用		○
小修繕業務	小修繕業務に係る費用		○
調達管理業務	施設の電気・ガス・水道の管理・調達費		○
	薬品類（固形塩素）の管理・調達費		○
	発電機燃料の管理・調達費		○
	オイル・グリスの管理・調達費		○
	消耗品類の管理・調達費		○

6600



双葉町

6610

